資料1

第4期品川区地域福祉計画
骨子(案)

品川区

区長あいさつ

目次構成

第１章　計画策定の考え方
1. 計画の基本事項
（1）計画策定の目的
（2）計画の位置付け
（3）計画と SDGs との関係
（4）計画期間
（5）計画の進捗管理

第２章　これまでの取組みと課題
1. アンケート調査から見える現状
（1）区民アンケート調査
（2）専門職アンケート調査
2. 前期計画の成果・実績と課題
3. 地域福祉を推進する上で取り組むべき今後の重点課題

第３章　計画の基本理念・基本方針
1. 基本理念・基本方針
（1）基本理念
（2）基本方針
2. 施策の体系
3. 地域福祉の推進
（1）地域活動との協働の推進
（2）分野を横断した取り組みの推進
（3）孤独・孤立対策の推進

第４章　第４期に推進する施策
柱1. 区民の意識をはぐくむ取組み
（1）相互理解の促進
（2）バリアフリーの促進
柱2. 地域の活動や参加を促進する取組み
（1）社会参加の促進

（2）地域活動の充実
（3）地域づくりに向けた取組の充実
柱3. 支援を必要とする人に適切な支援を届ける取組み
（1）権利擁護と虐待防止の推進
（2）包括的な相談支援体制の充実
（3）地域生活の継続に向けた支援の充実

資料編①　統計データ、アンケート調査結果
1. 品川区の統計からみえる現状
（1）人口、世帯数
（2）高齢者に関する統計
（3）障害者に関する統計
（4）子ども・子育てに関する統計
（5）生活困窮に関する統計
2. アンケート調査結果から見える現状
（1）区民アンケート調査
（2）専門職アンケート調査

資料編②　計画策定の経過、策定委員会等
1. 計画策定の経緯
2. 品川区地域福祉計画策定委員会　委員名簿
3. 品川区地域福祉計画庁内検討会　委員名簿
4. 地域福祉に関連する法令等

第１章

計画策定の考え方

1. 計画の基本事項

（1）計画策定の目的

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

この間、新型コロナ感染症の流行をきっかけとして、様々な課題が浮き彫りとなり、品川区でも、人と地域の関わり方が変化し、孤独・孤立を感じている人や複雑な課題を抱え生きづらさを感じている人や世帯が増加しています。

「第3期品川区地域福祉計画」の策定から5年が経過したことを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができる地域を目指し、区民、地域団体、行政など様々な主体が協働して地域福祉を推進していくための方針や具体的な取組みを示すことを目的として、本計画を策定します。

(2)計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、高齢、障害、子ども・子育ての各分野の個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。

さらに、第4期品川区地域福祉計画では、令和3年度に策定した「品川区成年後見制度利用促進基本計画」を統合します。また、その他の関連計画や、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

※本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（2014（平成26）年3月26日厚生労働省通知）」に基づき「生活困窮者自立支援方策」を盛り込んでいます。

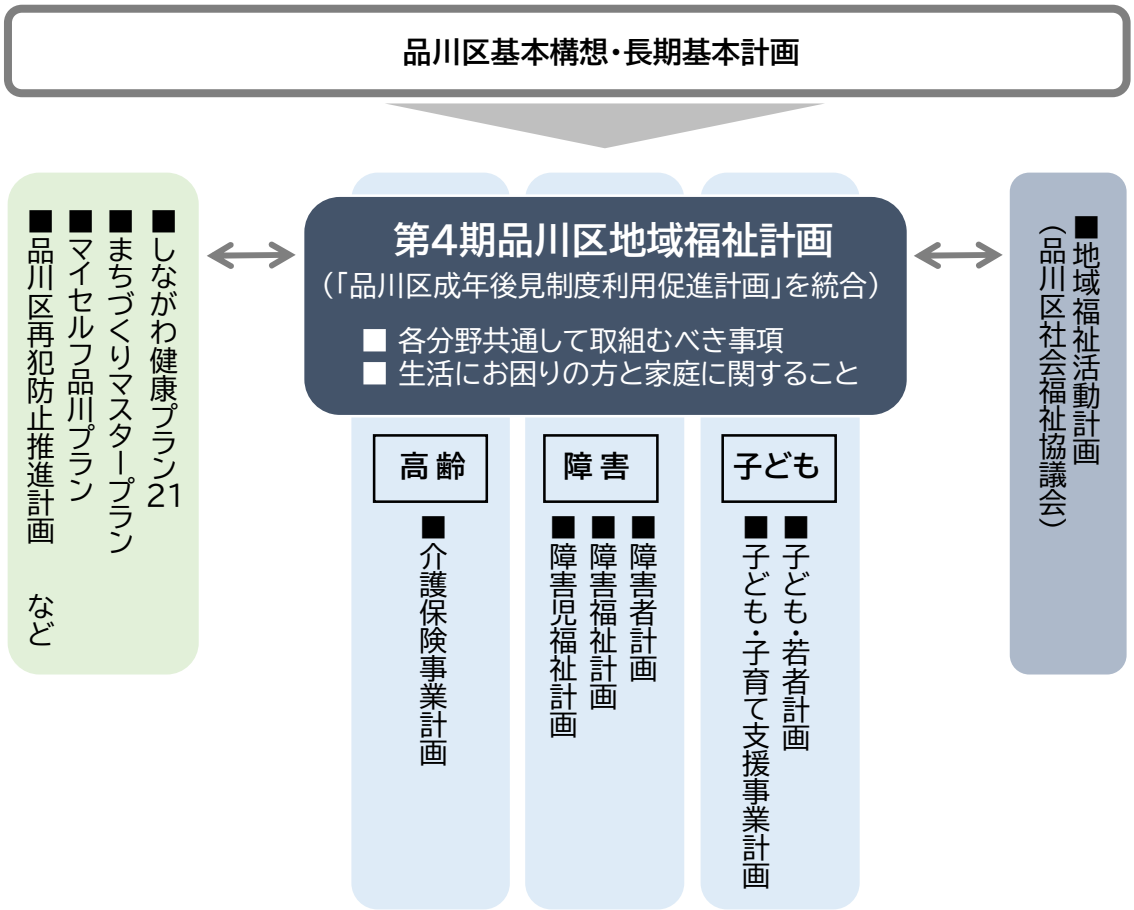

（3）計画と SDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals　持続可能な開発目標）は、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12 年）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

日本では、取組の指針となる「SDGs実施指針」が2016 年（平成 28 年）12月に決定され、地方自治体には、横断的な組織体制や各種計画への SDGsの要素の反映などが期待されています。

地域で暮らす人には年齢や性別、国籍や文化など様々な違いがある中で、SDGsは「だれ一人取り残さない」ことを表明しており、本計画においても基本的な理念として反映していきます。

SDGsの17の目標

(4)計画期間

本計画は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年を計画期間とします。

5 年ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、PDCA サイクルにより計画の進行管理を行います。

計画期間(仮)●●図差し替え●●

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">年度(令和)</th></tr>
<tr><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th></tr>
<tr><td>品川区基本構想・長期基本計画</td><td colspan="10">R2～R11(10年)</td></tr>
<tr><td>第4期地域福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">R6～R10(5年)</td><td></td></tr>
<tr><td>品川区介護保険計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">R6～R8(3年)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区障害者計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">R6～R11(6年)</td></tr>
<tr><td>品川区障害福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">R6～R8(3年)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区障害児福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">R6～R8(3年)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区子ども・若者計画</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">R5～R9(5年)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区子ども・子育て支援事業計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">R7～R11(5年)</td></tr>
</table>

（5）計画の進行管理

本計画の施策や事業については、PDCA サイクルマネジメントに沿って、学識経験者や関係機関・地域関係団体の代表者、区等によって構成される「地域福祉計画推進委員会」にて毎年度、進捗状況の把握および評価を行います。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。

PDCA サイクル（仮）●●図差し替え●●

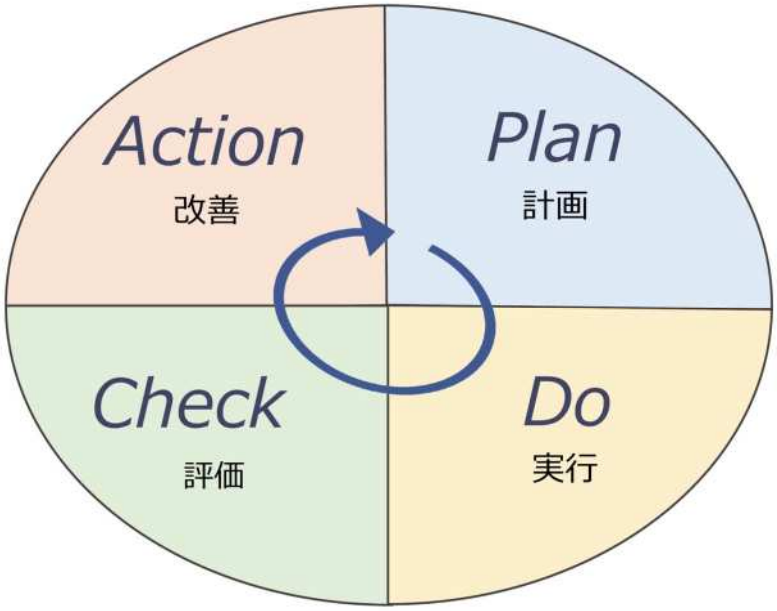

Plan（計画）	区の状況を踏まえ、地域福祉をどのように進めていくか計画を立て、その方法や方策等を定めます。
Do（実行）	計画の内容を踏まえ、地域住民、関係機関、社会福祉協議会、区等で連携して事業を実施します。
Check（評価）	1 年に 1 回、地域福祉計画推進委員会において、計画に記載されている施策・事業の進捗状況や結果を把握し、評価を行います。
Action（改善）	評価等の結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直し等を実施します。

第2章

これまでの取組みと課題

1. アンケート調査からみえる現状

（1）区民アンケート調査

地域福祉計画の策定に向けて、区民の日常生活や社会参加の状況、地域・世帯・個人が抱える課題等の把握を目的として、区民を対象としたアンケート調査を実施しました。

1）アンケート調査結果から見えてきたこと

- 新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、他者との交流頻度が減少しており、人や地域との関わり方に変化が起こっている。
  ●●関連グラフを入れ込む●●

- 交流頻度が減少する中、ご近所との関係性では、現状の関係性よりもより深い関係性を望む傾向が見られ、身近な地域での人との関わりを望む傾向が見られた。
  ●●関連グラフを入れ込む●●

- 孤独・孤立では、20～29 歳の若年層、一人暮らし世帯で孤独感が強い傾向が見られた。
  ●●関連グラフを入れ込む●●

- 地域活動への参加割合が減少している。一方で、若年層の地域活動への参加意欲は一定数存在していることが分かった。
  ●●関連グラフを入れ込む●●

（2）専門職アンケート調査

地域福祉計画の策定に向けて、複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向、取組や支援の状況、取組や支援を行うにあたっての課題等について把握することを目的として、地域福祉に携わっている専門職員（以下、専門職）や地域の中で相談業務に携わっている方（以下、地域の相談員）を対象としたアンケート調査を実施しました。

1）アンケート調査結果から見えてきたこと

- 相談対応等を行っている現場において、ここ数年、複雑・複合的な課題を抱えた人や世帯の相談が増加。相談内容も各分野の専門以外の課題を抱えるケースへの対応が増加していた。
  ●●関連グラフを入れ込む●●以下同様

- 支援や対応として、対象者だけではなく家族との関係性の構築や中・長期的な関わりの必要性に対して難しさや負担を感じていた。
  ●●関連グラフを入れ込む●●以下同様

- 支援を行うにあたって、分野を超えた連携の強化を望んでいた。また、地域の社会資源の情報共有や地域へのつなぎが課題となっている。
  ●●関連グラフを入れ込む●●以下同様

2. 前期計画の成果・実績と課題

施策の柱1.　気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ（計画 p.28～37）

■　障害者差別解消法の普及啓発

【障害者差別解消法の普及啓発】

・　障害者差別解消に向け、職員および区民・事業者への普及啓発・理解促進を行いました。
　➢　職員向け：意識調査やハンドブックの配布、研修を実施
　➢　広報しながわでの障害者差別解消法の周知
　➢　二十歳の集いにおけるパンフレット配布

【手話の理解促進】

・　手話に対する理解促進と普及啓発を行いました。
　➢　令和3年 7 月「品川区手話言語条例」を制定
　➢　パンフレット、手話普及動画により周知活動、
　➢　区民・子ども・事業者向けに手話体験講座の実施

■　認知症サポーター養成事業の実施

【認知症サポーター養成事業の実施】

・　主に在宅介護支援センター職員が講師となり、企業・町会・高齢者クラブ・区内小中学校や区職員などを対象として、サポーターの養成を実施しました。
　➢　ステップステップアップ講座や、新たな取組みを考える場として「認知症サポーター企画会議」を開催

【認知症カフェ等の充実】

・　地域の中で認知症の人とその家族を支えるつながりを強化する「認知症カフェ」の運営の支援を行いました。

■　高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実

【地域見守り活動助成】

・　地域特性に応じた見守り活動を実施する町会・自治会に対して活動の支援を実施しました。

【民間企業との連携】

・　民間企業と協定を締結し、訪問・宅配業務中に異変を察知した場合、区へ通報してもらう仕組みを構築し、地域での見守りのネットワーク化に取組みました。

今後の課題

- 社会でマイノリティとされる人たちがもっと住みやすい区になるような取組みを充実していくことが必要
- 地域活動がより活発になるような支援やネットワークの構築支援を推進していくことが必要

施策の柱2.　地域でいきいきと暮らせるまちをつくる（計画 p.38～51）

■　しながわ子ども食堂ネットワークの充実

【子ども食堂の開設・運営支援】

・　地域のコミュニティの中で子どもを育てる拠点・子どもの居場所として子ども食堂の開設・運営を支援しました。

【しながわ子ども食堂ネットワーク】

・　しながわ子ども食堂の運営のノウハウや悩みなどの情報共有、地域や企業からの寄付支援を受ける仕組みづくりを充実していくために、関係者間の連携を図りました。
　➢　ネットワーク会議、フォーラム、勉強会の開催

■　子ども若者応援フリースペースの開設およびエールしながわの開設

【子ども若者応援フリースペース】

・　学齢期から青年期までが利用できる居場所（フリースペース）や、18 歳以上の若者を対象とした若者カフェ・社会体験プログラムなどを実施しました。

【エールしながわ】

・　相談業務のほか、秋田県藤里町との連携、家族会や学習会を実施しました。
　➢　相談業務・プログラム、学習懇談会、勉強会の実施

■　生活困窮者等世帯への学習等支援

【子どもの学習・生活支援】

・　18 歳未満の子供のいる生活困窮世帯に対し家庭訪問を行い、学習環境や進路の相談・支援を実施しました。

【あした塾・ドリームサポート学習室】

・　生活困窮世帯の中学生を対象とした少人数学習指導や高校生等を対象とした学習室の提供を実施しました。
　➢　あした塾（中学生）、ドリームサポート学習室（高校生等）の実施

今後の課題

- 孤立・孤独を防ぐため、地域の中にゆるやかな支援の場を増やし、地域の中でのつながりや助け合いをより促進するような取組みを支援していくことが必要
- 様々な課題を抱えている人や世帯の声を逃さないよう、日常的な地域の活動と行政の連携を強化していくことが必要

施策の柱3．適切な支援につながるしくみをつくる（計画 p.52～65）

■ 支え愛・ほっとステーションの充実

【個別支援】

・ 区内 13 か所の地域センター内に2名のコーディネーターを配置。高齢者等の様々な相談に対応し、公的サービスや生活支援などの制度外のサービスも含めた支援を実施しました。

【地域づくり】

・ 生活支援コーディネーターとして、地域資源の把握や、地域のネットワーク構築を実施しました。
  - ➢ フリースペース「よりみち」の開設を支援
  - ➢ 地域支援員との地区ミーティングの実施

■ 成年後見制度利用促進

・ 令和 3 年 10 月に「品川区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

【成年後見サービスの拡充】

・ 地域課題の検討や困難ケース等への専門的な助言を行う協議会や、関係団体との情報交換等を行う交流会を実施しました。

【市民後見人養成事業の充実】

・ 地域における担い手の確保のため、市民後見人養成講座を開催しました。

■ 重層的支援体制整備事業

・ 改正社会福祉法（令和 3 年 4 月施行）により、地域共生社会の実現のための事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、区民の複雑・複合化した課題に対応するための体制構築に向けた準備を令和 3 年度に開始し、本格実施への基礎固めを行いました。
  - ➢ 庁内検討会（関係部課長級会議）、推進会議（関係係長級会議）の開催
  - ➢ 関係職員向け勉強会、外部機関向け説明会の開催

■ ヤングケアラー支援事業

・ 区内におけるヤングケアラーを把握し、区としての体制の構築・支援策の具体的なあり方の検討を行いました。
  - ➢ 実態調査、研修会の実施
  - ➢ 庁内連絡会議（関係部課長級会議）の開催

今後の課題

- 課題を抱えた人や世帯が地域の中で潜在化してしまうことがないよう、各分野の相談支援体制をより充実させるとともに、地域で困っている人へ積極的にアプローチしていくことが必要
- 課題を抱えた人や世帯が地域の中で生活を継続していけるよう、各分野の様々な支援を組み合わせて対応していける体制を構築していくことが必要

3. 地域福祉を推進する上で取り組むべき今後の重点課題

区民アンケート調査結果、専門職アンケート調査結果、策定委員会によるご意見等から、品川区で取り組むべき重点課題を次のようにまとめました。

1 地域との多様な関わり方の促進

- 人や地域との関わり方は、社会情勢の変化の影響も受けながら、常に変化し、多様性を増してきています。
- 既存の仕組みに捉われず、様々な分野で展開している取組みや活動と連動しながら、つながりたい時にどこかにつながることができる地域が求められています。

2 地域で困っている人へのアプローチ

- 複雑化・複合化した課題の場合、本人だけでは全体の状況が見えず、支援の対象が明確にならないため、課題が潜在化してしまうことが懸念されます。
- 地域の課題として捉え、チームでアプローチできる体制の構築が求められています。

3 地域の多様な主体の活動との協働

- 地域では、行政が提供するサービスだけでなく、町会・自治会、高齢者クラブ、商店街、NPO 団体・ボランティア、民生委員、福祉・医療事従事者等による、様々な活動が行われていますが、情報共有・連携の強化が課題となっています。
- お互いの取組みや活動を理解し、必要な時に連携することができれば、様々な地域課題に対応する大きな力となることが期待されます。

第3章

計画の基本理念・基本方針

1. 基本理念・基本方針

(1)基本理念

だれかとどこかでつながる
安心を実感できるまち　しながわ

(2)基本方針

基本理念を実現するために、以下の基本方針を設定します。

1　一人ひとりの個性を認め、はぐくむ

- 地域は、多様な人と人のつながりで作り上げられています。
- お互いの違いを認め合い、支え合う気持ちをはぐくみます。

2　地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける

- 孤独・孤立に悩む人をだれひとり取り残さないようにするためには、課題解決を目指すとともに、伴走していくこと、寄り添い続けていくことが重要です。
- 行政の取組みを充実させ、日常的な区民の活動との連携を強化していくことを目指します。

3　多様な主体とともに地域社会を創る

- 地域には、そこに住んでいる人々をはじめ、学びに来ている人々、働きに来る人々、共通の関心を持つ人々などが集まって、多様なコミュニティが形成されています。
- だれもが、多様なコミュニティのどこかに居場所を得て、生きがいを持って暮らしていける社会を目指して、地域の様々な取組みと協働していきます。

2. 施策の体系

施策は、取組の主体に応じて3つの柱に整理しました。

施策の体系図

だれかとどこかでつながる　安心を実感できるまち　しながわ

基本方針1	基本方針2	基本方針3
一人ひとりの個性を認め、はぐくむ	地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける	多様な主体とともに地域社会を創る

施策の柱	施策の方向性	施策
区民の意識をはぐくむ取組み	(1)相互理解の促進	1)多様性を認め合う意識作り
		2)障害者等への配慮の深化
		3)募金・寄付金等の有効活用
	(2)バリアフリーの促進	1)情報のバリアフリーの促進
		2)公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリーの推進
		3)放置自転車防止、交通安全ルールの徹底
		4)手話の理解促進、移動支援
地域の活動や参加を促進する取組み	(1)社会参加の促進	1)ボランティア活動への参加の促進
		2)高齢者・障害者等の社会参加の促進
	(2)地域活動の充実	1)サロン活動の充実
		2)地域の中で子どもを育てる拠点の整備
		3)見守り活動の充実
		4)認知症サポーター養成の充実
		5)日常生活支援の充実
		6)災害時助け合いのしくみの充実
		7)個人情報の適切な活用と保護の周知
	(3)地域づくりに向けた取組の充実	1)地域団体等の連携支援
		2)地域特性等の把握、共有
		3)地域特性に応じたネットワークの促進
支援を必要とする人に適切な支援を届ける取組み	(1)権利擁護と虐待防止の推進	1)成年後見制度の利用促進・サービスの充実
		2)虐待防止・早期発見のしくみの連携強化
	(2)包括的な相談支援体制の充実	1)多機関・多職種連携体制の強化
		2)アウトリーチ等の訪問施策の実施
	(3)地域生活の継続に向けた支援の充実	1)高齢者・障害者等の就業支援の充実
		2)高齢者等の住まいの確保
		3)ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への居場所づくり
		4)生活困窮者等世帯への学習等の支援

横断的な施策

区民・地域活動・行政等による包括的な支援の充実

◇重層的支援体制の整備

◇孤独・孤立対策

3. 地域福祉の推進

(1)地域福祉の推進

1)地域の主体的な活動との協働の推進

品川区の各地域では、既に多くの町会・自治会、各種クラブ、商店街、NPO 団体・ボランティア、民生委員、福祉・医療従事者など、様々な人や団体が主体的に活動しています。

地域福祉は、行政が提供するサービスだけでなく、このような地域の様々な活動によって支えられています。地域福祉を推進していくためには、変化する地域課題に柔軟に対応していくことが必要であり、そのためには、行政を含め、地域福祉を支える様々な人や団体が互いの活動を理解し、効果的に連携していくことが求められます。

品川区では、地域の主体的な活動と協働しながら地域福祉を推進し、区民の誰もがつながりを実感し、安心を感じることができる地域を目指します。

地域活動との協働による地域福祉の推進(仮)●●図差し替え●●

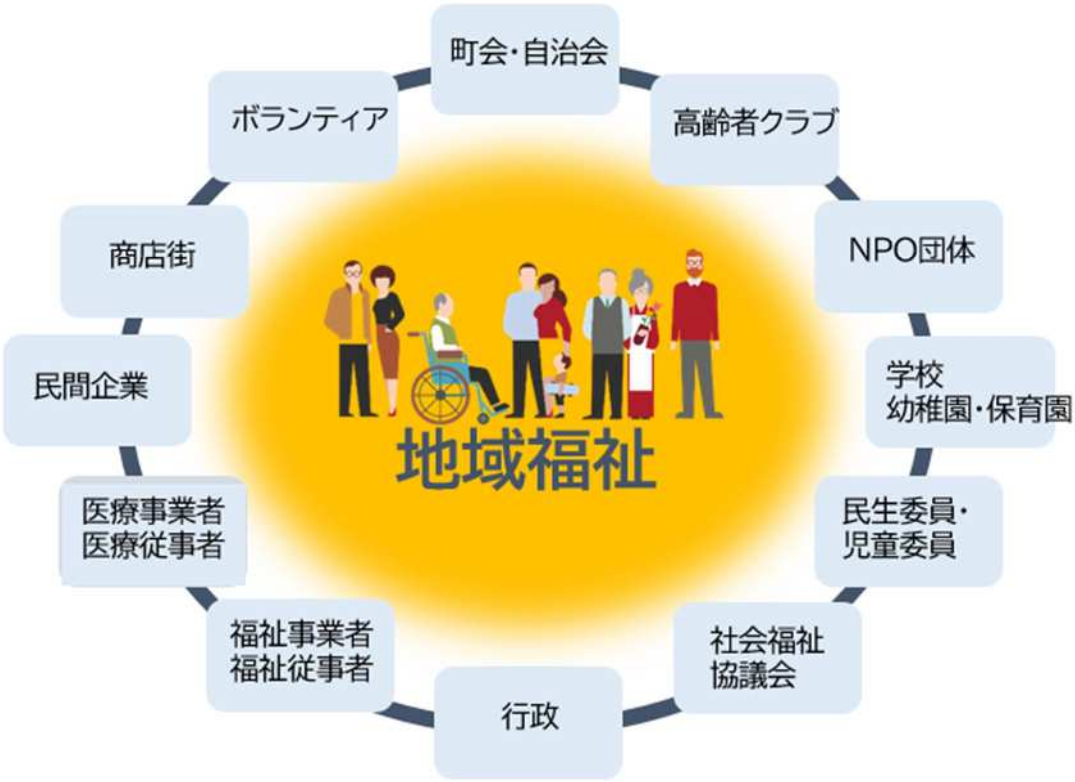

2）地域福祉の推進体制

区は、地域センター区域と同じ 13 地区を様々な主体による地域福祉活動の範囲である「日常生活圏域」として設定し、各圏域の地域活動による支え合いを社会福祉協議会と連携して推進していきます。

地域福祉の推進体制（仮）●●図差し替え●●

地域福祉の推進体制の単位（日常生活圏域の設定）（仮）●●図差し替え●●

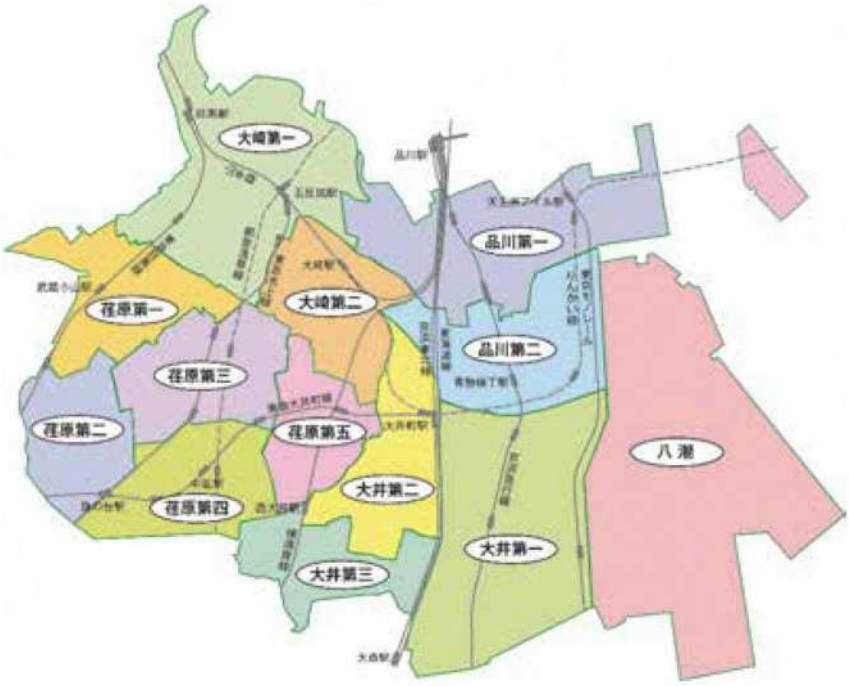

3）分野を横断した取組みの推進

区民の抱える課題は、必ずしもひとつの分野だけで支えられる課題だけではありません。

品川区においても、複雑・複合化した課題を抱えた人や世帯は増加しており、高齢、障害、子ども・子育ての福祉分野だけではなく、区民に関わる様々な分野が横断的に連携し、課題を抱える人や世帯に対して柔軟に対応できる仕組みを整えていく必要があります。

図表　様々な主体や分野が横断的に支援（仮）●●図差し替え●●

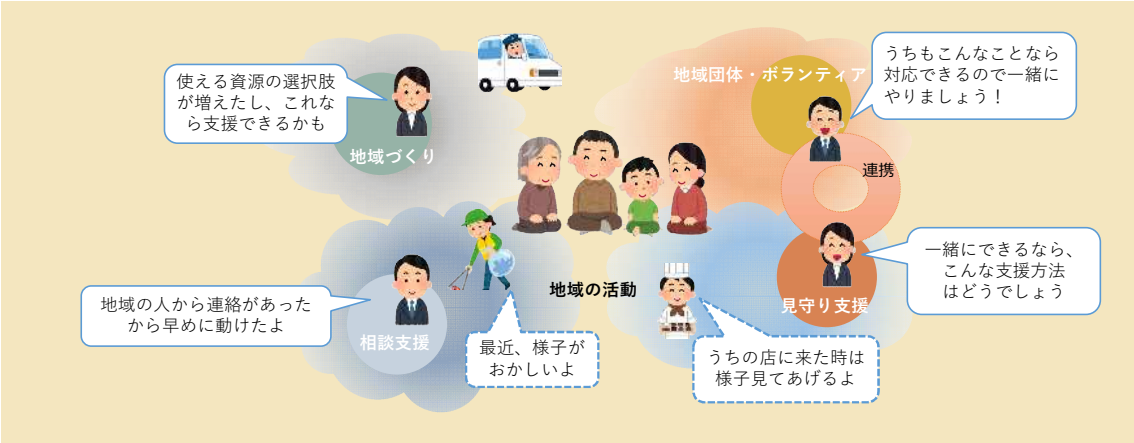

（1）重層的支援体制整備事業

先般、改正社会福祉法（令和３（2021）年４月施行）により、地域共生社会の実現のための事業として、「重層的支援体制整備事業」（以下、重層事業という）が創設されました。

重層事業は、以下の5つの事業で構成されており、いずれの事業も属性や世代を問わない包括的な支援を目指しています。さらに、これら5つの事業が個々のケースに応じて有機的に組み合わさり、一体的に行われることで、困難を抱えた人や世帯に寄り添い、誰一人取り残さない支援体制の構築を目指しています。

品川区においても、令和7年度からの重層事業の本格実施に向け、令和４年度から移行準備事業を開始しています。

重層的支援体制整備事業について

包括的相談支援事業	● 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める（高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮など、地域に既にある様々な相談窓口にて対応） ● それぞれの相談窓口にて支援が困難な場合は、他の機関と連携して対応／適切な機関へのつなぎを行う
多機関協働 （支援プラン作成と一体的に実施）	● 包括的な支援体制の構築の中核を担う。必要に応じて既存の相談支援機関に助言を行うなど、支援体制構築に向けた伴走支援を行う ● 複雑化・複合化した事例の調整役として、関係する支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランを作成する（相談支援、アウトリーチ、参加支援の適切な組み合わせ）
アウトリーチ等を通じた継続的支援	● 複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける ● 地域の状況等の情報を幅広く収集し、地域住民とのつながりを構築する中で潜在化したニーズを抱える相談者にアプローチする
参加支援	● 各分野で既に取り組まれている社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズと地域とのつながりを作る支援を行う ● 社会資源に働きかけ、既存の社会資源の拡充や本人や世帯の個別ニーズに対応した支援メニューをつくる ● つながりのフォローアップ、つながり先のサポートを実施する
地域づくりに向けた支援	● 全ての地域住民が利用できる地域交流の場や居場所づくりを進めるとともに、社会資源と人のコーディネートを行う ● 地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる場（他分野がつながるプラットフォーム）を展開する

品川区では、上記5つの事業について、各機関が支援を必要とする方の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の重層的支援体制を実施いたします。

3. 地域福祉の推進

(2)孤独・孤立対策

社会情勢の変化により、人と人とのつながりが希薄化している中、コロナ禍によって孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したこと、そして、今後も単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれることを背景に、令和5年に孤独・孤立対策推進法(令和5年6月公布、令和6年4月施行)が成立しました。

孤独・孤立対策推進法は、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指しており、日常生活や社会生活において、孤独を感じること、または社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている方への支援等に関する取組について、その基本理念等を示した法律です。

「孤独・孤立」問題とアプローチの構造イメージ(仮)●●図差し替え●●

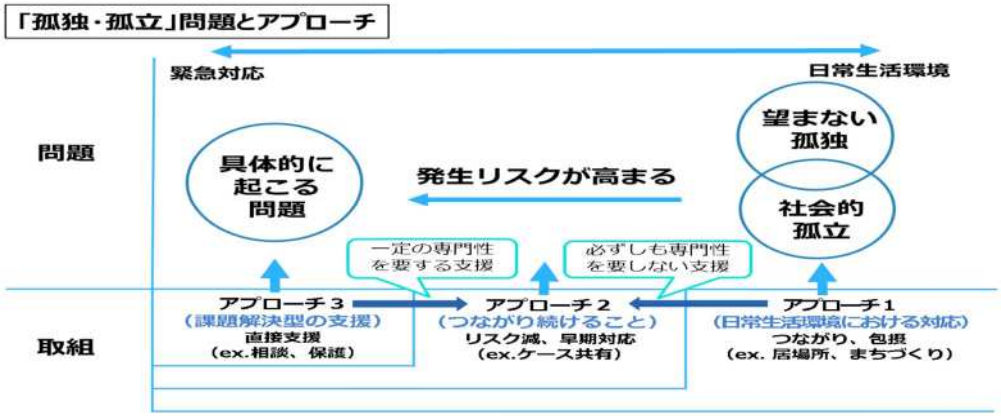

※「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」,分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO 等の役割の在り方」中間整理

望まない孤独・孤立は、心身の健康面への深刻な影響があるため、品川区ではこれまでも、各分野が連携しながら孤独・孤立対策につながる取組みを実施してきました。しかしながら、複合課題や隙間のニーズなど、既存の制度では対応が困難な課題が増加していることから、孤独・孤立対策推進法の成立を受け、地域共生社会の実現に向け、重層事業と一体的に孤独・孤立対策の推進体制構築に向け準備を進めていきます。併せて、孤独・孤立対策推進法第 15 条に基づく「孤独・孤立対策地域協議会」(関係機関等により構成され、必要な情報交換および支援内容に関する協議を行う協議会)の設置を検討していきます。

※品川区は「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に令和5年9月より参加

第4章

第４期に推進する施策

柱1　区民の意識をはぐくむ取組み

施策の方向性

（1） 相互理解の促進
（2） バリアフリーの促進

■背景

- ✓ 地域で暮らす人には、年齢、性別、出身地、国籍、人種、文化など、様々な違いがある。
- ✓ 品川区では、近年、生活のしやすさ、子育てのしやすさなどから、若者や子育て世代の転入も多く、また、国際化の進展により、外国人居住者も増加しており、区全体の人口も増加している。
- ✓ 地域福祉を推進していくためには、多様な個性、地域の多様性を理解し、互いを尊重していくことが必要である。

■区民や関係者の声

●●アンケート結果や策定委員会でのご意見を入れる予定●●

- ✓ マイノリティの方がもっと住みやすい街になるとよい
- ✓ 外国人児童支援の充実
- ✓ 当事者にならないと関心を持つようにならないことを実感している。当事者でない人への啓蒙、広報の充実は必要
- ✓ SNS などを使用して、もっと子育て世帯の関連情報など流してほしい。

■計画期間中の目標

- ✓ 多様な人々が、相互理解を深めることのできる機会を充実させていきます
- ✓ すべての人に必要な情報が届くよう、多様な取組みを推進します
- ✓ すべての人にとって住みやすいまちになるよう、環境を整備します

（1）相互理解の促進

地域福祉を推進していくための基礎として、地域には多様な個性があり、それらが折り重なることで地域が成り立っていること、地域が多様であることが地域福祉の推進に欠かせないことを区民と共有し、互いを尊重して誰もが住みやすいと思える地域に向けて、取り組みを進めていきます。

1）多様性を認め合う意識作り

だれ一人取り残さない地域を目指していくためには、障害児者やLGBTQ、地域で暮らす外国人といった、社会ではマイノリティとされている人たちの思いを理解し合うことが重要です。

様々な人が暮らす地域において、自分の価値観で思い込んだり、気持ちを押し付けることなく、一人ひとりがそれぞれの個性を認め合うことは、地域福祉を推進していく上で重要なポイントです。それぞれの個性を特別視することなく、多様な人たちがひとつの地域の中で希望する生活が送れるように、互いに支え合って生きる社会をめざし、区は様々な形で意識の普及啓発を行います。

具体的な取組①	ダイバーシティとインクルージョンの推進
	所管課：人権啓発課
具体的な取組②	多文化共生の推進　※新規
多文化共生講座について記載	
	所管課：総務課

2）障害者等への配慮の深化

相手を思いやり、支え合うという気持ちは、様々な体験をとおして培われるため、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させ、誰もが住みやすいと思える地域を目指していきます。

具体的な取組①	障害者差別解消法の普及啓発
	所管課：障害者施策推進課、広報広聴課

具体的な取組②	ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の普及啓発
	所管課：福祉計画課

3）募金・寄付金等の有効活用

区は、共同募金、赤十字募金、福祉団体への寄附金等助け合いの活動を周知することで、地域の活動を支援しています。

また、社会福祉法人や企業による地域貢献の取り組みの発信を行うことで、地域活動の活性化につなげます。

具体的な取組①	共同募金・地域振興基金の有効活用
	所管課：福祉計画課、地域活動課

（2）バリアフリーの促進

すべての人にとって住みやすいまちにするためには、施設や設備などのハード面の整備とあわせて、ソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除くことが重要です。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や、鉄道事業者へのエレベーターの設置助成等により、誰もが利用しやすいまちの整備に努めています。地域の特性に合わせ、大井町駅や旗の台駅の駅周辺地区においてバリアフリー計画を策定し、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを行っています。 今後も面的・重点的なバリアフリー化を進めていきます。

また、ソフト面では、必要な人にしっかり情報が届くような取組みやコミュニケーション支援を中心にバリアフリー化を進めていきます。

今後も、ハード面とソフト面のバリアフリーをバランスよく進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方も普及啓発していきます。

1）情報のバリアフリーの促進

外出や移動などの際に、必要な情報が多様な手段で適切に入手できると、行動範囲が広がることがあります。高齢者や障害者、子育て世代、外国人等、必要な人たちに必要な情報が届く情報提供の方法について、工夫や充実を図っていきます。

具体的な取組①	支援を必要とする人への情報提供体制の充実
	所管課：広報広聴課

具体的な取組②	子育て世代への情報提供体制の充実
子育てガイド・パパママ応援アプリ	
	所管課：子ども育成課

具体的な取組③	まちなかの案内の充実
	所管課：広報広聴課

具体的な取組④	バリアフリーマップの充実
	所管課：福祉計画課

具体的な取組⑤	外国人向けの情報発信の充実　※新規
やさしい日本語講座・外国人向けLINE	
	所管課：総務課

2）公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリーの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都条例）」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」などに基づき、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーを推進します。

具体的な取組①	バリアフリー計画に基づく面的バリアフリーの推進
	所管課：都市計画課

具体的な取組②	歩道のバリアフリー化の推進
	所管課：道路課

具体的な取組③	公園のバリアフリー化の推進　※新規
	所管課：公園課

3）放置自転車防止、交通安全ルールの徹底

多様な人が過ごすまちにおいては、誰もが安心して移動できるように、放置自転車防止の啓発活動や交通安全講習会の開催等により、周りの人への気遣いを区民に周知しています。

具体的な取組①	交通安全講習会等の開催
	所管課：土木管理課

具体的な取組①	放置自転車防止の啓発活動
	所管課：土木管理課

4）手話の理解促進、移動支援

身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています。

具体的な取組①	手話通訳者等コミュニケーション手段の充実
	所管課：障害者支援課、情報推進課

具体的な取組②	手話の理解促進　※新規
	所管課：障害者支援課

具体的な取組③	移動支援サービスの充実
	所管課：高齢者福祉課、福祉計画課

柱2　地域の活動や参加を促進する取組み

施策の方向性

（1） 社会参加の促進
（2） 地域活動の充実
（3） 地域づくりに向けた取組の充実

■背景

- ✓ 新型コロナ感染症による影響もあり、地域における住民の社会参加や地域活動への参加頻度は減少傾向となっている
- ✓ 若者や一人暮らし世帯を中心に、孤独・孤立を感じている人・世帯も多く、地域との関わり方が多様になる一方で、地域のつながりが希薄になってきている

■区民や関係者の声

●●アンケート結果や策定委員会でのご意見を入れる●●

- ✓ 子育てに孤立を感じているママが多いように感じる。わかりやすい支援が必要。
- ✓ 単身の人でも参加しやすい活動や、つながるしくみ、リーズナブルな学びの場がほしい。
- ✓ 共働き・子育て中で、自分のための時間がとれない。地域のつながりがほしい。
- ✓ 地域住民のつながりづくりを強化すれば、福祉の目が届かないところでも、互いに協力し合い、助け合うことができる。
- ✓ 役所の職員だけではなく、地域ボランティア（子育て経験者、孤立経験者等含め）と一緒に取り組む必要がある。

■計画期間中の目標

- ✓ 住民を中心とした地域の様々な活動を支援します。
- ✓ 身近な地域におけるゆるやかな見守り活動を支援します。
- ✓ 多様な主体が連携する地域ネットワークを推進します。

（1）社会参加の促進

地域活動やボランティア活動への参加、就業等は、生活の質の向上や本人の生きがいづくりにつながります。

一方、地域福祉やボランティアに興味や関心はあっても、仕事や家事など日常の生活で忙しく、まとまった時間を取ることは難しいという区民も少なくありません。また、これまで地域の活動などに参加していなかった子育てが一区切りした人や定年退職後の人からは、地域において何をしたらよいのかわからないという意見も聞かれます。

活動の担い手のすそ野を広げるため、活動に関する周知を図るとともに、一人ひとりの興味や関心に合った活動の紹介など、きめ細かな調整や支援を行っていきます。

1）ボランティア活動への参加の促進

ボランティア活動や地域活動への参加は、新型コロナ感染症の影響もあり、若者世代だけでなく、今まで参加率の高かった高齢世代においても参加する割合が減ってきています。

一方で、若者世代や現在働いている現役世代を中心に、参加してみたいがどうしたらよいか分からない、今は参加していないが今後は参加してみたいといった声もあがっており、区は、社会福祉協議会品川ボランティアセンターと連携し、ボランティアの情報提供や講座開催など様々な面から活動の支援を行っていきます。

具体的な取組①	ボランティア団体・企業等の活動の支援
	所管課：社会福祉協議会

具体的な取組②	企業等のボランティア活動の連携支援　※新規
企業ボランティアと地域団体のコーディネート	
	所管課：地域活動課

具体的な取組③	ボランティア養成講座の実施　※新規
児童センターによるボランティア募集	
	所管課：子ども育成課

具体的な取組④	地域貢献ポイント事業の拡充
	所管課：高齢者地域支援課

2）高齢者・障害者等の社会参加の促進

高齢者や障害者等が、社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、様々な社会参加活動や就業の支援を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、様々な取り組みを行っていきます。

具体的な取組①	高齢者多世代交流支援施設等の有効活用
	所管課：高齢者地域支援課、広報広聴課

具体的な取組②	高齢者社会参加促進支援事業の実施
	所管課：高齢者地域支援課

具体的な取組③	障害者地域生活支援事業の実施
	所管課：障害者支援課

（2）地域活動の充実

隣近所のつきあいや助け合いが少なくなっている現在、多世代で集まって交流ができる場は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会となっています。区では、高齢者や子育て世代の人など、多世代の区民が知り合うきっかけとして身近な地域の憩いの場・交流の場の整備を進めています。

サロン活動などを企画、運営する側も、利用する側も楽しくいきいきと過ごせるよう、地域住民の自発的な活動を支援し、ともに支え合う地域づくりを推進していきます。

1）サロン活動の充実

誰もが気軽に参加できる地域の憩いの場において、ふれあい、交流することにより、閉じこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としてもその効果が期待されています。

区は、対象・内容等が多様なサロン活動を促進するため、地域の集会所、シルバーセンターなど既存の施設のほか、町会会館、マンションなど集合住宅の集会室等の活用による開催場所の検討や新規開設の団体を支援します。

具体的な取組①	ほっと・サロンの運営支援・拡充
	所管課：社会福祉協議会

具体的な取組②	認知症カフェ等の充実
	所管課：高齢者地域支援課

2）地域の中で子どもを育てる拠点の整備

子どもや子育てをしている人を地域の中で見守る拠点の整備が進んでいます。近年、核家族化、保護者の就労、ひとり親家庭に関わる課題の増加等により、子どもがひとりでご飯を食べるいわゆる「孤食」が増えています。子どもを地域で見守り育てる場としてスタートした子ども食堂が、世代を超え、地域食堂として展開・発展するよう支援していきます。

具体的な取組①	子育て交流サロンの実施
	所管課：子ども育成課

具体的な取組②	地域における交流の促進※新規
地域交流室（ポップンルーム）・チャイルドステーション	
	所管課：保育支援課、子ども育成課

具体的な取組③	子ども食堂の開設・運営支援
	所管課：子育て応援課、広報広聴課

コラム

しながわ子育てひろばネットワーク

3）見守り活動の充実

日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、ほかの人のちょっとした困りごとに気づくことがあります。たとえば、いつも参加する趣味の活動の中で、参加者の様子に違ったところがないかさりげなく見守る、まちなかで登下校時の子どもを見守るということも気づきにつながります。一人ひとりが無理のない範囲で、日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知していきます。

具体的な取組①	高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実
	所管課：福祉計画課

具体的な取組②	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
	所管課：福祉計画課

具体的な取組③	品川くるみ高齢者見守りネットワークの充実
	所管課：高齢者地域支援課

具体的な取組④	83（ハチさん）運動の実施
	所管課：庶務課

4）認知症サポーター養成の充実

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気ですが、高齢化の進展にともない今後も増加が見込まれます。区民の認知症に対する正しい理解を促進し、偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症のある人やその家族を支えていきます。

具体的な取組①	認知症サポーター養成事業の実施
	所管課：高齢者地域支援課

5）日常生活支援の充実

現在行われている住民による買い物代行、家事支援などの生活支援サービスなどの活動者を増やすために周知を工夫し、活動者それぞれの得意分野を活かしながら住民の支え合いの活動を広げるとともに、新たな活動者の確保を図っていきます。

具体的な取組①	制度の対象とならない人への対応
さわやかサービス ファミリーサポート	
	所管課：社会福祉協議会、子ども家庭支援センター

具体的な取組②	すけっと品川養成講座
	所管課：社会福祉協議会

6）災害時助け合いのしくみの充実

近年、日本の各地で、大規模の地震や台風などの自然災害が発生しています。災害に備え、防災用品を備蓄したり、防災訓練等を行うと同時に、避難方法について話し合い決めておくことが大切です。特に、子どもや高齢者、障害者、在宅難病患者、外国人などは、災害時に配慮が必要になることがあります。

災害時・緊急時に住民同士が助け合えるように、平常時からしくみや関係を構築しています。

具体的な取組①	品川区要配慮者支援体制の充実
	所管課：防災課

7）個人情報の適切な活用と保護の周知

地域福祉は、地域住民や関係者が交流し、支え合うことを目的とする活動です。一方で、個人情報の活用にあたっては、個人情報保護法に基づいた適切な取り扱いが必要となります。

区は、個人情報の保護と、個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

具体的な取組①	地域福祉活動における個人情報の取り扱いの周知
	所管課：福祉計画課

（3）地域づくりに向けた取組の充実

区内には、区民、町会・自治会、ボランティア、NPO法人等による様々な活動が根付いています。特に、町会・自治会は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を積極的に行っています。区は、町会・自治会の活動を支援するとともに、様々な形で連携しています。

地域住民相互の支え合いの活動を推進するために、各地区で地域の課題を話し合ったり、情報交換を行う機会をつくるなど、今後も、区は場の提供、運営支援等を通じて、地域活動の活性化を図っていきます。

1）地域団体等の連携支援

各地区の町会・自治会、高齢者クラブなど各団体が地域で活動しやすくなるよう、各団体の情報共有、連携・協力を支援するとともに、地域住民相互の助け合い活動の活性化を図ります。

具体的な取組①	地域団体の活動の情報収集・発信　※タイトル変更
しながわすまいるネット	
	所管課：地域活動課

具体的な取組②	地域団体の連携の促進　※新規
各種団体のマッチング（区・学校・NPO・民間企業等）	
	所管課：地域活動課

2）地域特性等の把握、共有

地域における支え合いの推進役である生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民やNPO法人等多様な人材と地域の情報を共有するとともに、生活支援のニーズとサービス提供を調整しています。区では、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターが生活支援コーディネーターも担い、、地域ニーズの把握と資源の見える化を図っていきます。

具体的な取組①	地域特性等の把握
	所管課：福祉計画課

3）地域特性に応じたネットワークの促進

生活支援コーディネーターが主体となり、地域住民やNPO、民間事業者等、多様な主体とともに地域課題等について話し合う、地域ネットワークを日常生活圏域ごとに構築していきます。

また、住民主体の生活支援のコーディネートを推進していけるよう、体制づくりを進めていきます。

具体的な取組①	小地域のネットワーク化　※新規
	所管課：福祉計画課

3. 支援を必要とする人に適切な支援を届ける取組み

柱3　支援を必要とする人に適切な支援を届ける取組み

施策の方向性

（1） 権利擁護と虐待防止の推進
（2） 包括的な相談支援体制の充実
（3） 地域生活の継続に向けた支援の充実

■背景

- ✓ 地域の中には、自身では解決できない課題を抱えているが、誰にも相談できていない人や世帯がある
- ✓ また、近年、8050 問題※やヤングケアラー※など、単一の課題ではなく複合的な課題を抱えた人や世帯が増加しており、分野を横断した支援の必要性、行政だけでなく地域住民や地域活動団体等と連携した支援の必要性が高まっている
- ✓ 支援を必要とする人に必要な時に適切な支援を届けることができるような取組みを充実していくことが必要

※8050 問題：高齢の親が、ひきこもり等の生活課題を抱えた成人の子ども（40-50 代が中心）を支えている世帯における問題。
※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものこと（日本ヤングケアラー連盟定義）

■区民や関係者の声

●●アンケート結果や策定委員会でのご意見を入れる●●

- ✓ 本当に孤立している人はなかなか気づけないと思う。相談もできずにいる人もいると思う。
- ✓ ヤングケアラーへの支援のしくみが必要
- ✓ 生活困窮の中年世代のスキルアップや就業支援をサポートする仕組みがほしい
- ✓ 支援者側から困っている人にアプローチする仕組みが必要

■計画期間中の目標

- ✓ 複雑・複合化した課題を抱える人や、社会的に孤立している人など、支援を必要とする人を相談につなげる取組みを推進します。
- ✓ 高齢、障害、子ども、生活困窮といった福祉分野だけでなく、さまざまな分野の活動がつながる体制を整備します。

（1）虐待防止と権利擁護の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が近隣住民や周りの人に見えにくくなっています。子育てや介護の負担やストレス等から虐待に発展してしまうことや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

区では、高齢者や障害者、子育てに関する地域の各支援機関等の相互の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等が行われる包括的な体制づくりに努めます。

1）虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

区では、子育て・介護の疲れや経済的困窮等を原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。発生予防、早期発見、早期対応のため、区民からの通報・相談に対応できる体制の強化や、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。

具体的な取組①	区立児童相談所の設置
	所管課：児童相談所開設準備課

具体的な取組②	しながわ見守りほっとラインの実施
	所管課：人権啓発課

具体的な取組③	品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催
	所管課：人権啓発課

具体的な取組④	要保護児童対策地域協議会の開催

所管課：子ども家庭支援センター

2）成年後見制度の利用促進

区では、令和 4 年度より、認知症高齢者等の判断能力が不十分などの理由で支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみとして「地域連携ネットワーク」を構築しています。

「地域連携ネットワーク」では、法律・福祉の専門職や関係機関等が協力・連携する「協議会」が、身近な親族、本人を支える福祉・医療・地域関係者と後見人で構成される「チーム」を支援するとともに、成年後見における地域課題の検討や調整、解決を図っています。

また、「地域連携ネットワーク」を整備し適切に運営していくため、品川区と品川区社会福祉協議会が一体となり「中核機関」として、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け進捗管理・調整を行い、協議会を運営、権利擁護支援の方針等を検討し、専門的判断を担保するための進行管理を行っています。

区全域で一つの地域連携のしくみを構築し、以下の 5 つの取組を行うことで、支援を受ける本人にとってより良い生き方を選択できるよう、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備しています。

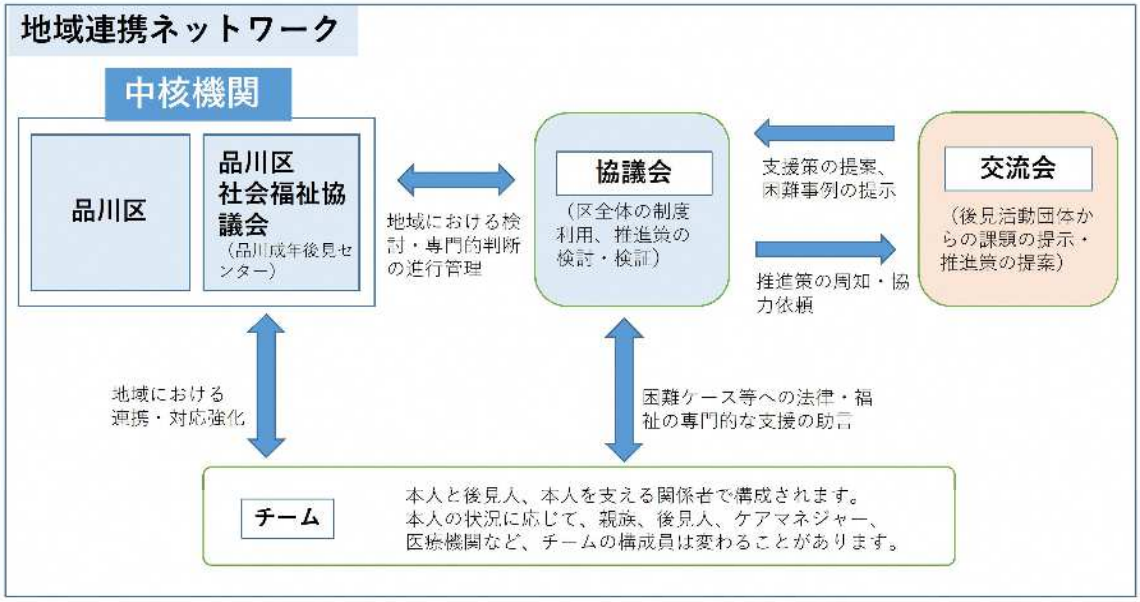

具体的な取組①	成年後見制度の積極的な周知
広報機能（パンフレット作成・配布、講座・セミナーの実施）	
	所管課：福祉計画課（社会福祉協議会）

具体的な取組②	相談支援体制の充実
福祉等の相談支援体制と成年後見制度の相談対応	
	所管課：福祉計画課（社会福祉協議会）

具体的な取組③	専門職や関係機関との連携強化
市民後見人・NPO 法人・医師、弁護士等専門職・家裁との連携	
	所管課：福祉計画課（社会福祉協議会）

具体的な取組④	担い手の育成・活動の促進
市民後見人養成講座	
	所管課：福祉計画課（社会福祉協議会）

具体的な取組⑤	後見人等支援機能の充実
日常的な貢献活動の相談対応や中核機関として必要に応じた家裁との連携、任意後見の適切な発効のしくみとしての「あんしん 3 点セット」、報酬助成	
	所管課：福祉計画課（社会福祉協議会）

（2）包括的な相談支援体制の充実

地域には、困りごとを相談できる身近な窓口が多数あり、相談内容に応じて関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。各相談機関では、様々な問題に対応するため、関係機関との連携を強化して、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

区は、多様化する生活課題に対応するため、様々な分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談機関の相談員が、世帯全体の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の相談支援体制をとっています。

今後は、さらに複合的な問題に対応できるよう、重層事業を中心に、各相談内容や地域生活課題を包括的に受け止める庁内の連携体制を進めていきます。

重層的支援体制整備事業における相談支援体制（仮）●●図差し替え●●

1）多機関・多職種連携体制の強化

具体的な取組①	多機関協働事業　※新規
	所管課：福祉計画課

具体的な取組②	在宅介護支援センターの充実
	所管課：高齢者福祉課

具体的な取組③	支え愛・ほっとステーションの充実
	所管課：福祉計画課

具体的な取組④	障害者等相談支援の充実
相談拠点の整備 精神障害者の地域生活支援 療育支援体制の強化 地域生活支援拠点の整備	
	所管課：障害者支援課

具体的な取組⑤	しながわネウボラネットワークの充実
	所管課：保健センター、子ども家庭支援センター

具体的な取組⑥	ヤングケアラー支援体制の充実　※新規
	所管課：子ども家庭支援センター

具体的な取組⑦	メンタルヘルス対策の充実
こころの健康相談 精神専門医相談 精神保健講演会の実施 ゲートキーパー養成研修の実施	
	所管課：保健センター、保健予防課

具体的な取組⑧	生活困窮者への支援体制の充実　※新規
暮らし・しごと応援センター	
	所管課：生活福祉課

2）アウトリーチ等の訪問施策の実施

相談につながりづらい人に対して、積極的にアウトリーチ*を実施し、関係機関の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り組んでいきます。

※アウトリーチとは … 地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら専門的サービスにつながっていない（中断している）人のもとに、支援者が出向くこと。

具体的な取組①	認知症初期集中支援事業の実施
	所管課：高齢者地域支援課

具体的な取組②	地域生活安定化支援事業の実施
	所管課：障害者支援課

具体的な取組③	支援が届きにくい人へのアウトリーチの実施 ※新規
	所管課：福祉計画課

具体的な取組④	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ※新規
	所管課：国保医療年金課

（3）地域生活の継続に向けた支援の充実

障害者や生活困窮者の中には、社会との関わりに対する不安など様々な生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人を対象に、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の自立と尊厳の確保を重視しながら、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。

また、子ども・若者をめぐる環境が大きく変化し、社会生活を営む中で、困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子どもや若者がいます。区では、そのような子ども・若者やその家族への様々な施策を展開し、地域全体で見守っていきます。

1）高齢者・障害者等の就業支援の充実

高齢者や障害者等が、社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、様々な社会参加活動や就業の支援を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、様々な取り組みを行っていきます。

また、近年、社会経済環境の変化にともない、生活困窮や社会的孤立といった生活のしづらさを抱える人が増加しています。生活のしづらさを抱える本人だけでなく、家族への個別的な支援とあわせて、生活困窮者への就労支援等に取組んでいきます。

具体的な取組①	高年齢者の就業支援
	所管課：商業・ものづくり課

具体的な取組②	障害者就労支援センターの充実
	所管課：障害者支援課

具体的な取組③	生活困窮者自立支援事業の実施
	所管課：生活福祉課

2）高齢者等の住まいの確保

安心して住み続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた住まいを確保することが大切です。しかしながら、高齢などを理由に、住宅の立ち退きを求められたり、保健衛生上劣悪な住宅からの転居先が自力で見つけられないことがあります。区では、住宅に関して困りごとを抱える人に対する支援を展開しています。

具体的な取組①	高齢者住宅生活支援サービス
	所管課：高齢者地域支援課

具体的な取組②	居住に関する支援のしくみの検討
	所管課：住宅課

3）ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への居場所づくり

不登校や高校中退、ニート、ひきこもりなど様々な生きづらさを抱える子ども・若者や、その家族に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の実践を推進しています。

具体的な取組①	子ども若者応援フリースペースの運営
	所管課：子ども育成課

具体的な取組①	エールしながわの運営
	所管課：子ども育成課

4）生活困窮者等世帯への学習等の支援

将来を担う子どもたちの生活や成長に対して、貧困は様々な影響を及ぼします。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と、教育の機会として学習支援事業を行っています。

具体的な取組①	生活困窮者等世帯への学習等支援
	所管課：生活福祉課

具体的な取組②	子どもの未来応援プロジェクト
	所管課：生活福祉課

資料編①

（統計データ、アンケート調査結果）

1. 品川区の統計からみえる現状

(1)人口、世帯数

1)総人口および年齢3区分別人口の推移

第 3 期地域福祉計画期間(2019 年度～2023 年度)における総人口および年齢3区分別人口(15 歳未満人口、15 歳～64 歳人口、65 歳以上人口)の推移は以下の通りです。

2020 年度以降、総人口は約 40 万人と一定を保っており、年齢 3 区分別の人口も大きな増減はありません。

図表　総人口および年齢 3 区分別人口の推移

●外国人人口を入れたグラフに変更●

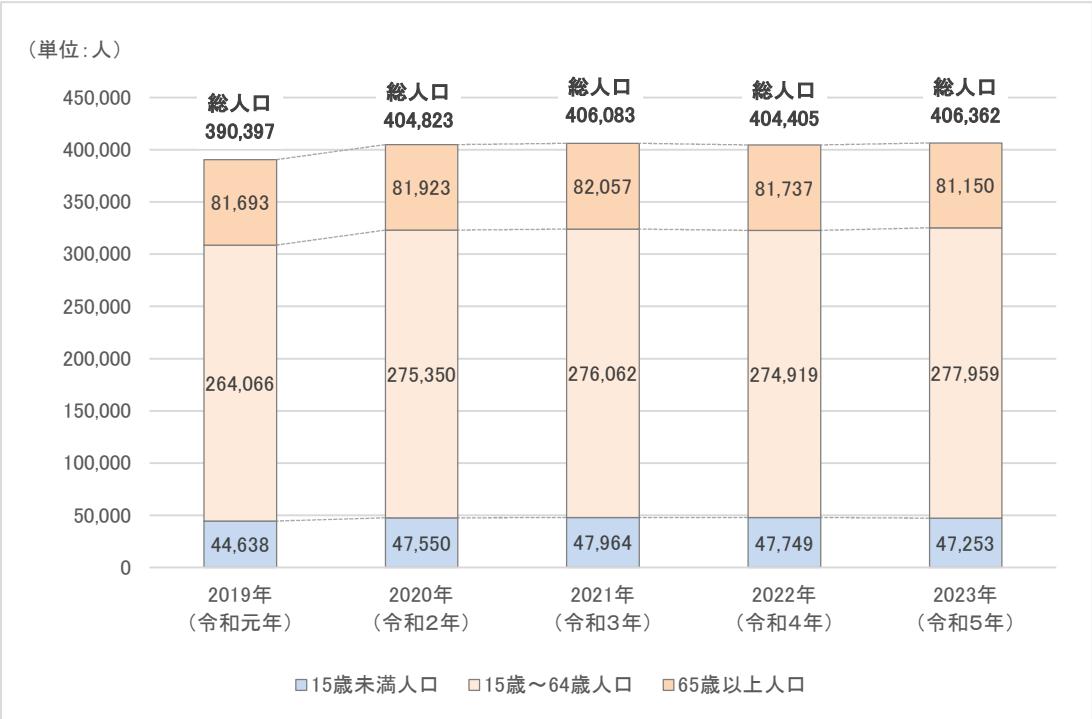

資料:住民基本台帳(各年4月 1 日現在)

※総数は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、日本人および外国人の総数である。

2）世帯数・世帯人員の推移

図表　世帯数・世帯人員の推移

(2)高齢者に関する統計

1)総人口に対する高齢者数(高齢化率)の推計(2025 年～2035 年)

総人口は、2025 年度から 2035 年度の 10 年間で約 1.7 万人の増加、高齢者人口(高齢化率)は、2025 年度から 2035 年度の 10 年間で約 1.5 万人の増加の推計となっており、2035 年に向けて、高齢者を中心に総人口が増加する推計となっています。

図表　総人口および高齢者推計(2025 年～2035 年)

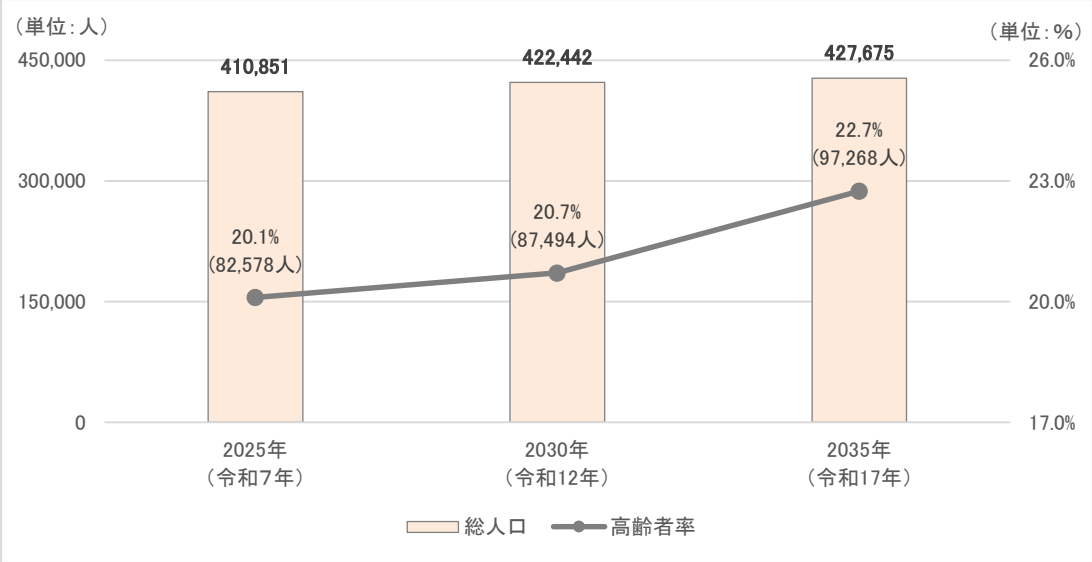

資料:品川区総合実施計画(令和4年4月策定)

図表　(参考)全国の総人口および高齢者推計(2025 年～2035 年)

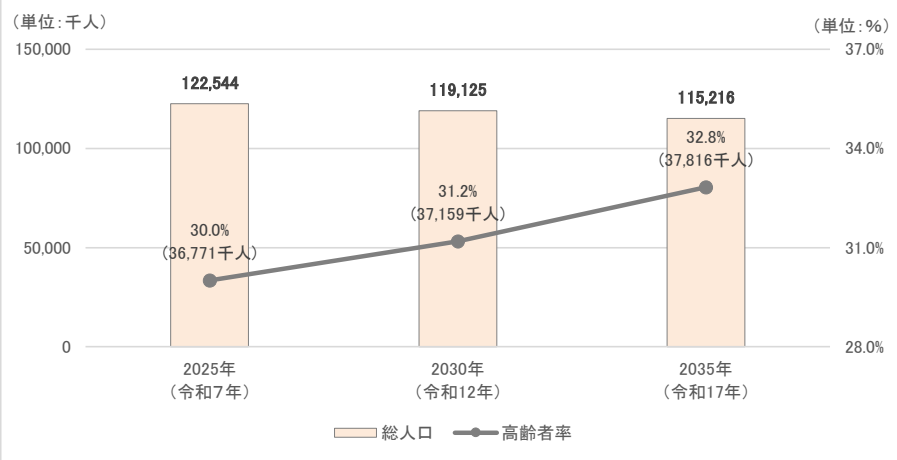

資料:「国立社会保障・人口問題研究所」推計

2)高齢者のいる世帯数の推移

●単身世帯の変化等●
●地区別の高齢化率●

図表　高齢者のいる世帯数の推移

3)要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、2018 年度の 15,789 人から 2022 年度の 15,859 人とほぼ増減なしとなっていますが、要支援者数(要支援1、要支援2)は、2018 年度の 5,791 人から 2022 年度の 6,412 人と増加傾向となっています。

図表　要介護認定者数の推移

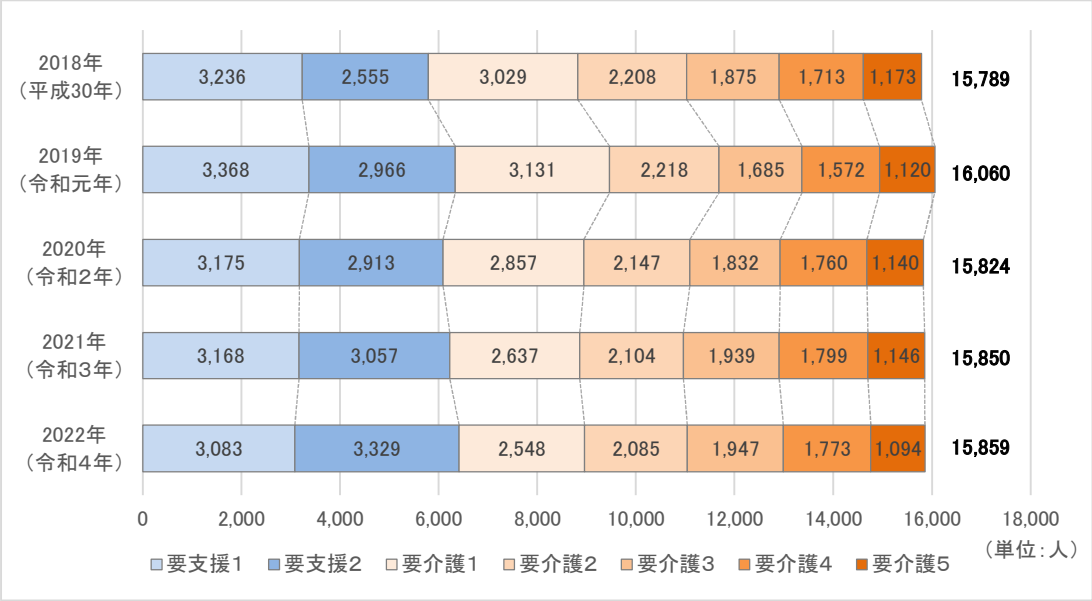

資料：品川区高齢者福祉課「令和 4 年度要介護認定の統計」

(3)障害者に関する統計

1)各種手帳保有者の推移

障害者数(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者)は、2018 年度の13, 847人から 2022 年度の 15,269 人と約 1,500 人の増加となっています。

特に、精神障害者保健福祉手帳の保有者は、2018 度年からの 1,578 人増加しています。

図表　各種手帳保有者の推移

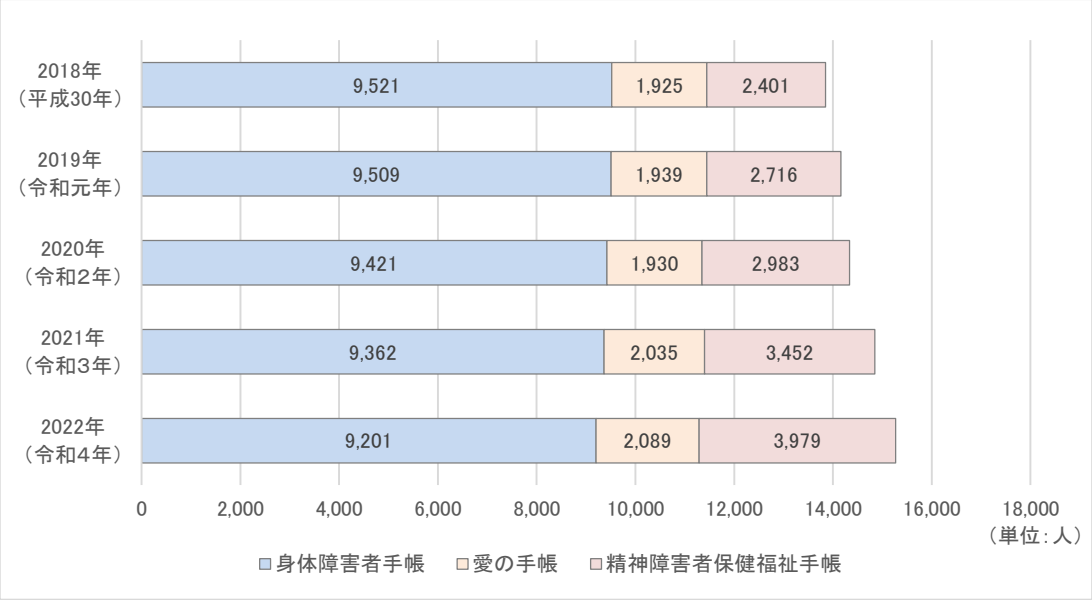

資料:(身体障害者、愛の手帳)令和 5 年度福祉部事務事業概要、(精神障害者保健福祉手帳)健康推進部事務事業概要

※精神障害者保健福祉手帳は、有効期限が 2 年であるため当該年度と前年度の認定者数の合計としている。

2)●●その他掲載できるグラフ等●●

図表　●●の推移

（4）子ども・子育てに関する統計

1）●●その他掲載できるグラフ等●●

図表　●●の推移

(5)生活困窮に関する統計

1)要保護世帯等の推移

被保護世帯数、被保護人員数ともに、2018 年度から減少傾向が続いています。

図表　要保護世帯等の推移

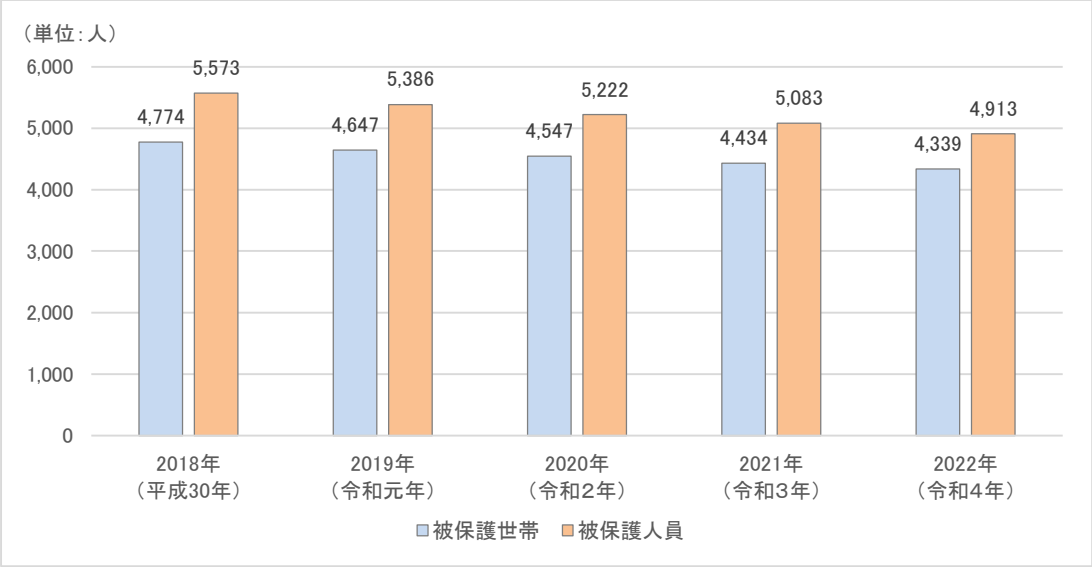

資料：令和 5 年度福祉部事務事業概要

2)生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

新型コロナ感染症の影響もあり、令和 2 年に相談件数が急増しています。

図表　相談件数の推移

	平成27年（2015年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）
■総相談件数	2,422	4,766	15,430	13,171	8,429
・来所件数	1,225	2,177	3,473	3,903	2,655
・電話件数	1,048	2,440	11,760	9,118	5,706
・巡回件数	149	149	197	150	68

資料：品川区の福祉

※巡回件数については、都区共同による巡回延べ件数と品川単独による巡回延べ件数の合算である

2. アンケート調査等からみえる現状

(1)区民アンケート調査

1)アンケート調査の概要

品川区に在住している 18 歳から 79 歳の区民を対象に、5,000 人を抽出し、郵送によるアンケート調査を実施し、1,910 人(有効回収率 38.2%)の回答を得ました。

図表　アンケート調査の概要

■　調査対象者	18 歳～79 歳の品川区民
■　調査数	5,000 人
■　抽出方法	無作為抽出
■　調査方法	郵送調査(郵送配布、郵送回収および Web 回答)
■　調査時期	令和4年 9 月1日～9月 30 日
■　有効回収数	1,910 人(紙:1.488 人、Web:422 人)
■　有効回収率	38.2%

1　人や地域との交流、関わり方

(1)他者との交流の頻度

他者との交流頻度では、64 歳までは「週4～5以上」が 70%以上ですが、「75 歳以上」では 29.0%に減少しており、65 歳以上を境に減少する傾向が見られました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、「以前よりも交流は少なくなった」とした区民が 53.4%と約半数を占めており、他者との交流頻度が減少している傾向が見えてきました。

図表　他者との交流の頻度_新型コロナウイルス感染症の流行以前との比較

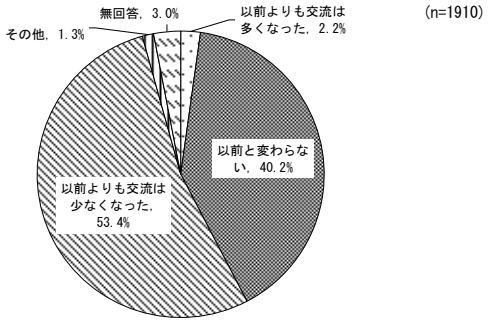

(2)ご近所との関係性

ご近所との関係では、「会えば立ち話や情報交換などができる程度」の割合は、現在では22.8%でしたが、望ましいご近所との関係を聞くと、43.4%と 20 ポイント以上増加しており、地域の中で身近な交流をより積極的に行いたいという傾向が見られました。

図表 ご近所との関係性

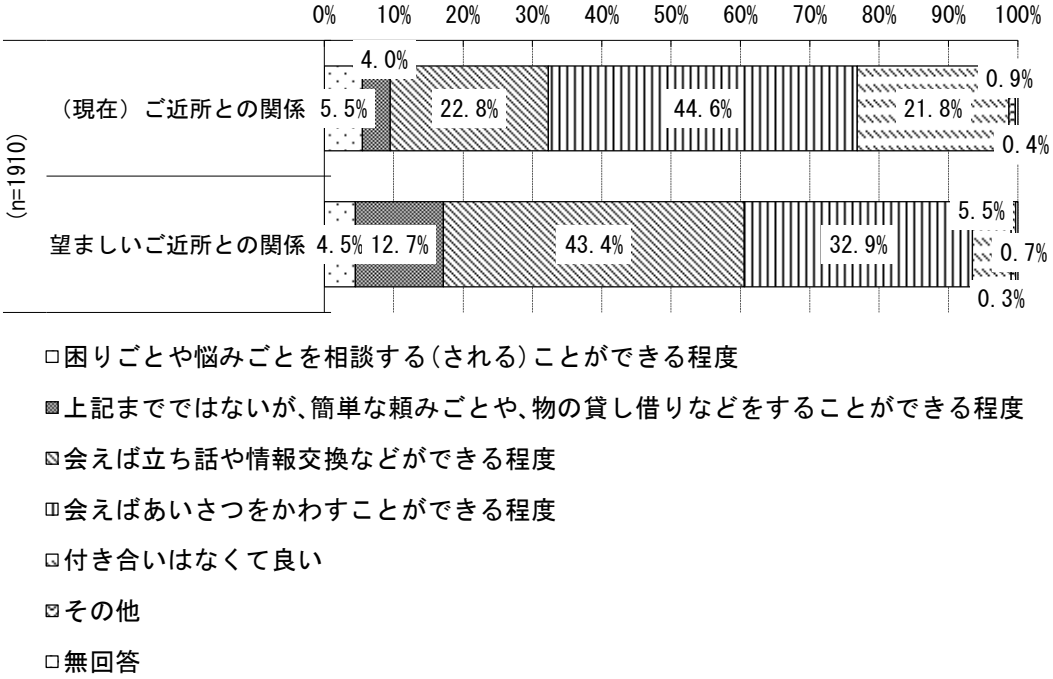

2 孤独・孤立の状況

(1)孤独の状況

孤独について、「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した区民が約25%でした。特に、「20～29 歳」の若年層では、「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した区民が約 50%となっており、他の年齢区分と比べ、孤独を感じている割合が高い傾向が見られました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、特に「20～29 歳」の若年層、「ひとり暮らし世帯」で、「以前よりも孤独を感じるようになった」と回答した区民の割合が高くなっていました。

図表　孤独の状況

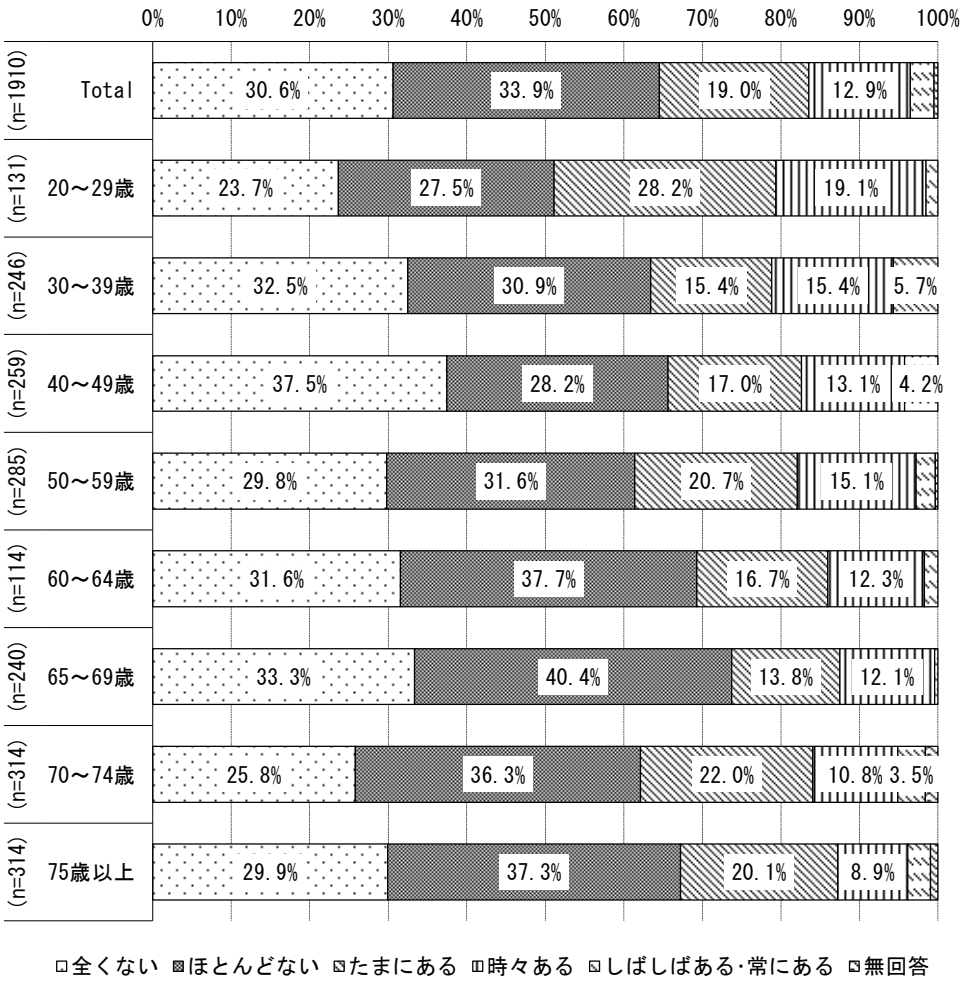

図表　孤独の状況（年齢区分別）_新型コロナウイルス感染症の流行以前との比較

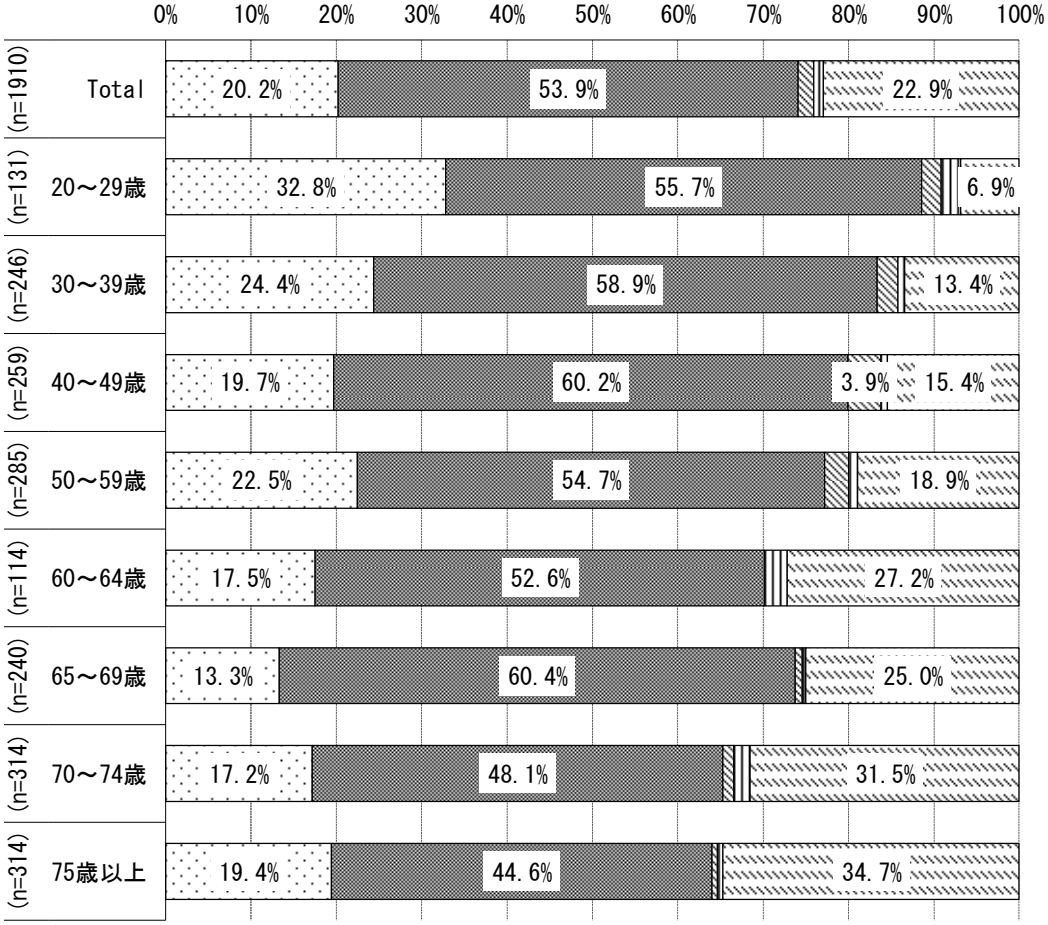

□以前よりも孤独を感じるようになった　▩以前と変わらない
▧以前よりも孤独を感じなくなった　◫その他
□無回答

(2)孤独を感じている人の状況

孤独を感じている人(時々ある／しばしばある・常にある)の傾向として、自身での解決が難しい日常的な課題が「ある」と回答した区民の割合が高くなる傾向が見られました。

地域とのつながりが希薄になる中でも、誰かに・どこかにつながりやすい地域の在り方や、潜在化しやすい地域の中で、孤立化し課題を抱えた方へのアプローチの方策など、多層的な仕組みの必要性が明らかとなりました。

図表 孤独を感じている人の状況

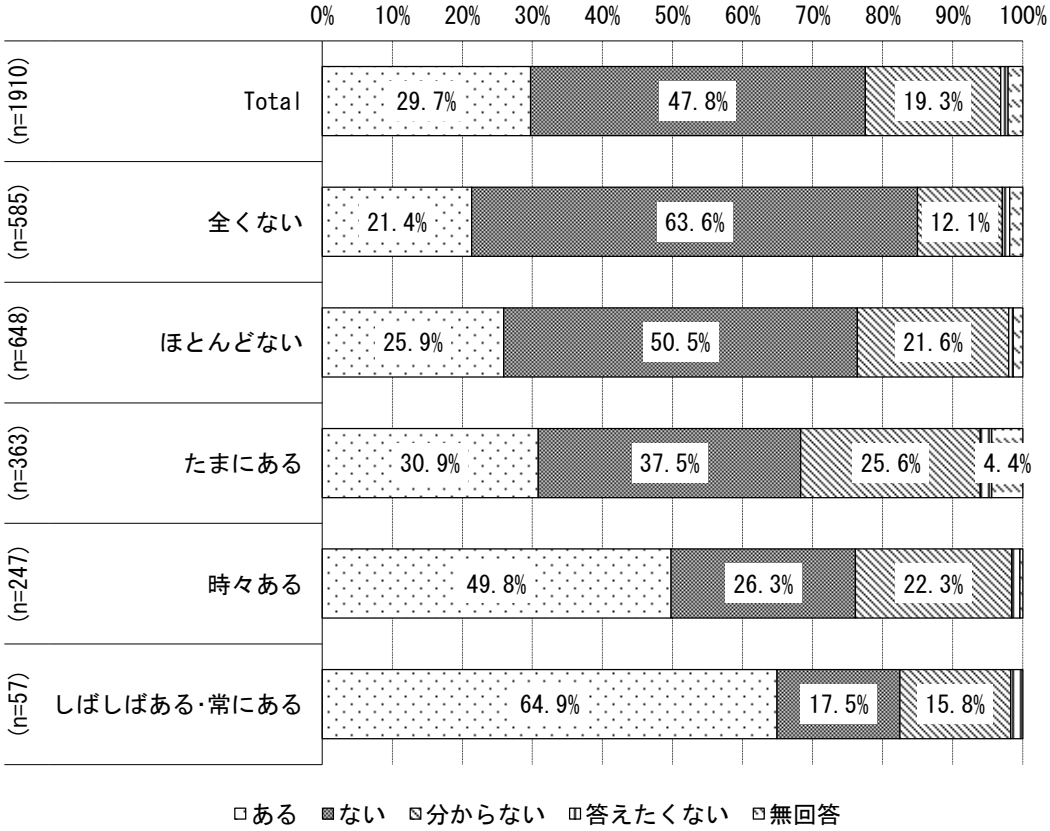

3 地域活動への参加状況

(1)地域活動やボランティア活動への参加状況の変化

前回調査(平成 30 年度)と比べ、いずれの地域活動やボランティア活動においても、「参加したことはない」の割合が高くなっていました。(※比較可能な項目のみ)。

「参加したことはない」の割合は、「20～39 歳」の若い年齢層だけでなく、「65 歳以上」のの割合も高くなっており、年齢によらず、地域活動やボランティア活動に参加する割合が減少している傾向が見られました。

図表 地域活動やボランティア活動への参加状況の変化

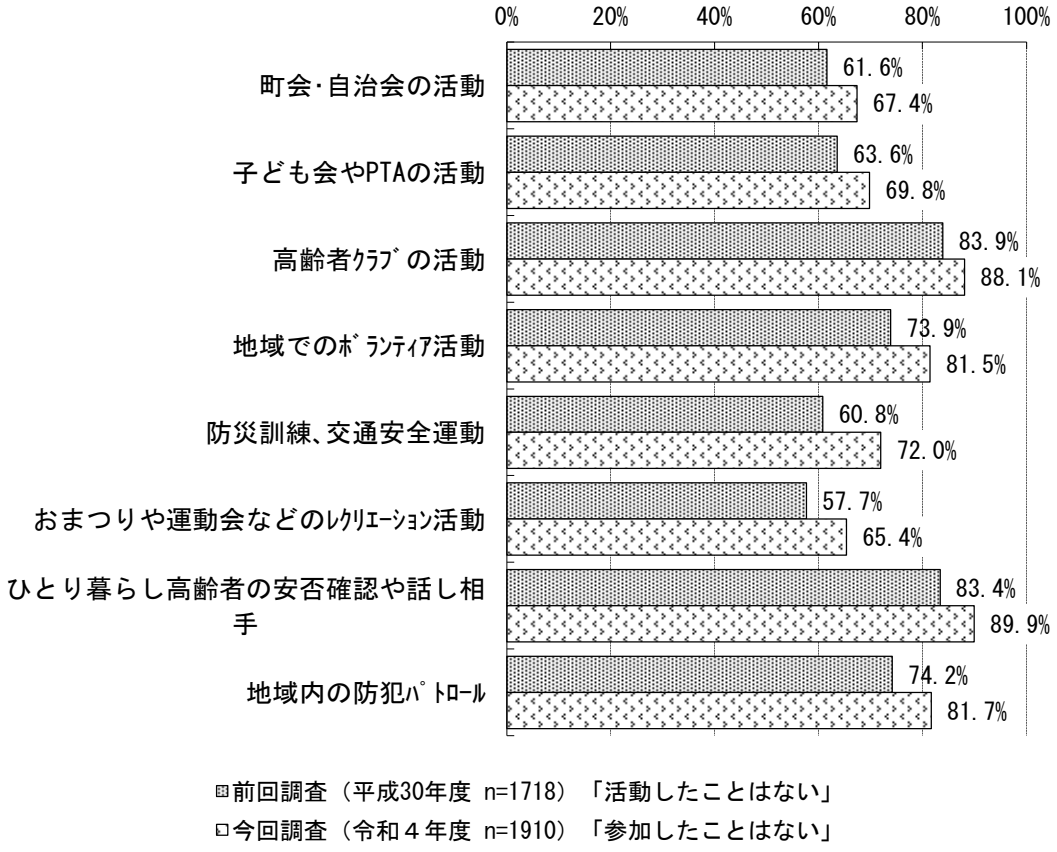

(2)専門職アンケート調査

1)アンケート調査の概要

以下の専門職および地域の相談員 123 人を対象に WEB によるアンケート調査を実施し、114 人(有効回収率 92.7%)の回答を得ました。

図表　アンケート調査の対象・対象数と回収数(回収率)

分野	所属	調査数	回収数
高齢	在宅介護支援センター　職員	21	21
	支え愛・ほっとステーション　職員	17	17
	支え愛・ほっとステーション　地域支援員	13	12
	民生委員	14	14
障害	地域拠点相談支援センター職員	10	8
子ども	主任児童委員	24	18
	児童センター職員	13	13
	子ども若者応援フリースペース職員	1	1
	エールしながわ職員	1	1
生活困窮	暮らし・しごと応援センター職員	9	9
	計	123	114
	有効回収率		92.7%

1　複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の状況

(1)複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向(ここ 5 年)

複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の、ここ5年の動向(変化)では、「増えてきている」と回答した割合が 71.1%、特に「専門職」の回答では、「増えてきている」の割合が 82・9%と 8 割以上となっていました。

図表　複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向(ここ 5 年)

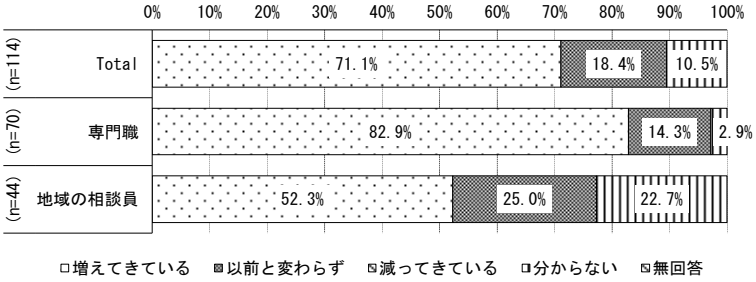

(2)増えてきていると感じる課題内容

「高齢・介護に関すること」と回答した割合が 70.4%、「生活困窮に関すること」が 54.3%、「孤立・孤独」が 51.9%でした。

図表 複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向(ここ 5 年)

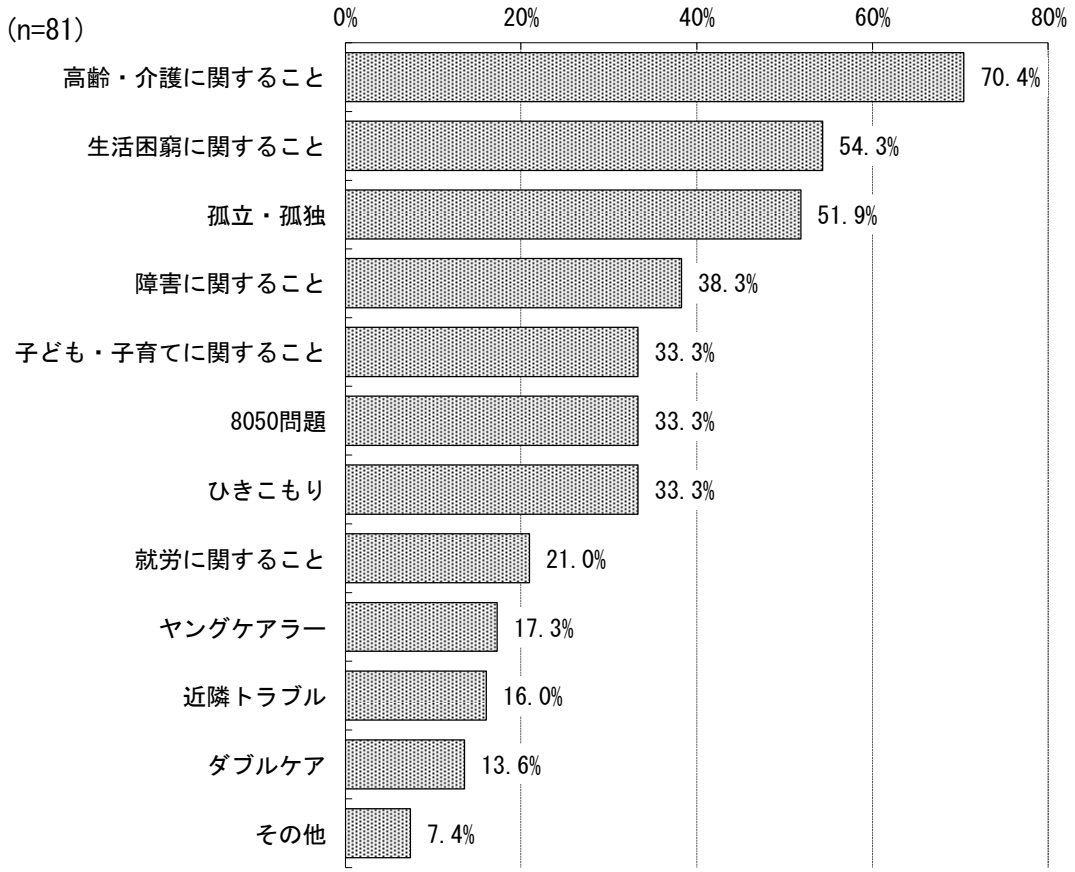

2 支援や対応の難しさや負担の状況

(1)支援や対応を行う際の難しさや負担

支援や対応を行う際の難しさや負担の有無では、難しさや負担と感じる場合が「ある」とした割合が 79.1%と約 8 割を占めていました。

特に、「専門職」の割合が 94.3%と高く、内容を見ると、「家族等との関係性の構築」が 59.1%と最も割合が高く、支援に向けて、本人だけでなく家族への対応等に難しさや負担を感じていることが明らかとなりました。また、「自身の業務として対応すべきかどうかの判断」の割合も 56.1%と高く(第 2 位)、組織としての対応や他機関等との円滑な連携など、支援者を支援する方策の必要性が明らかとなりました。

図表 支援や対応を行う際の難しさや負担

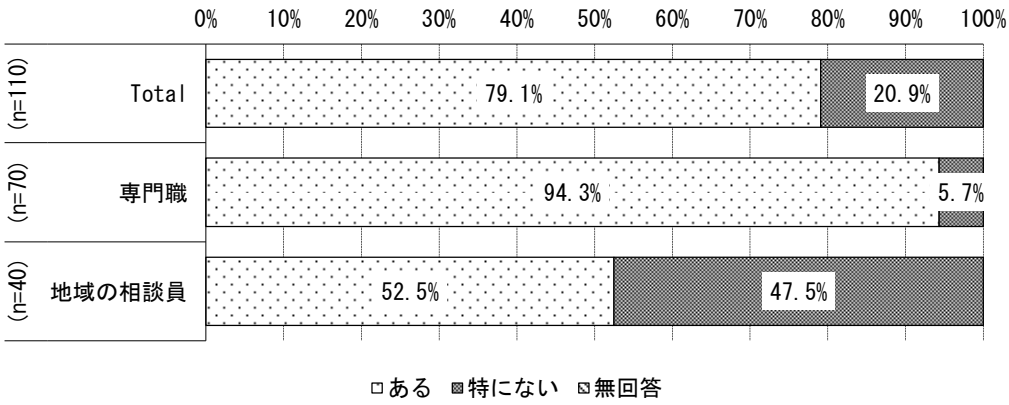

図表 支援や対応を行う際の難しさや負担の内容_専門職

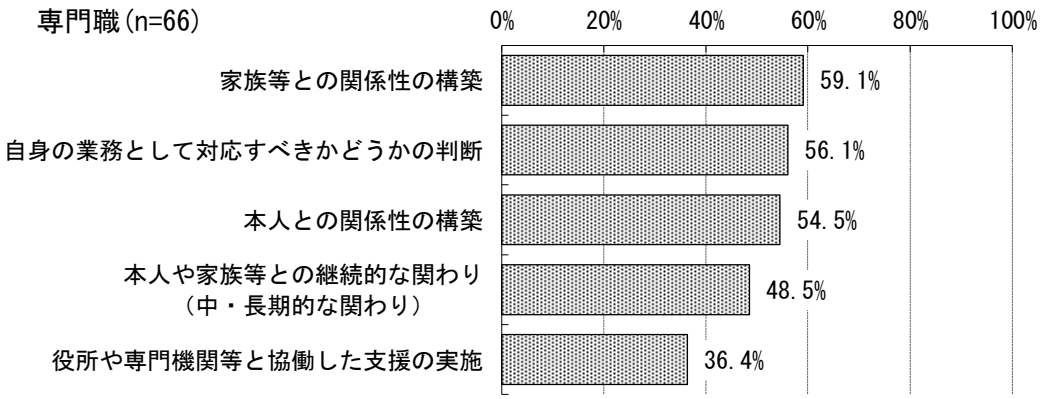

3 連携を深めていきたい部署や機関、地域との接続の状況

(1)連携を深めていきたい部署や機関等

連携を深めていきたい部署や機関等が「ある」と回答した割合は 85.5%でした。

高齢分野と子ども分野では、同じ分野同士での連携強化を望む回答割合が高く、障害と生活困窮分野では、他分野の役所の担当課や保健センターとの連携強化を望む回答割合が高くなっており、垣根を超えた連携を望んでいることが明らかとなりました。

図表 連携を深めていきたい部署や機関等

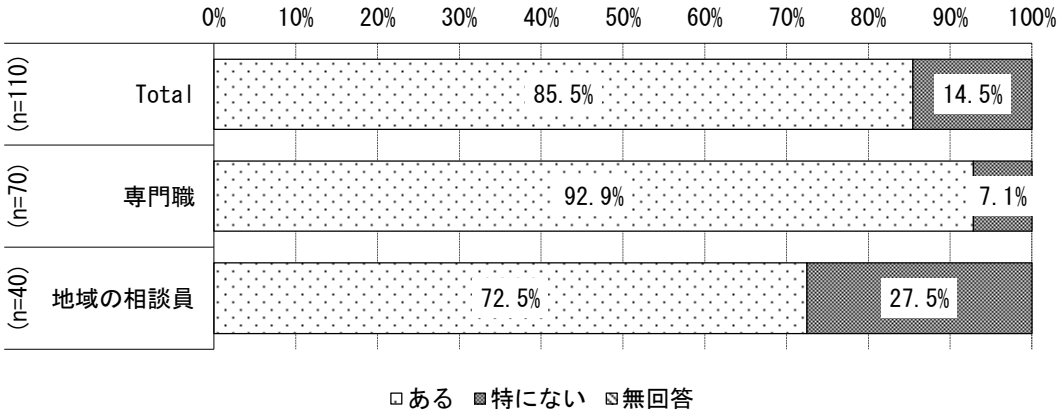

(2)利用できるサービスや参加できる地域資源へのつなぎ

「利用できるサービスや参加できる地域資源へのつなぎ」について、難しさや負担があると感じる専門職が 33.3%を占めていました。

図表 支援や対応を行う際の難しさや負担_サービスや地域資源に関すること

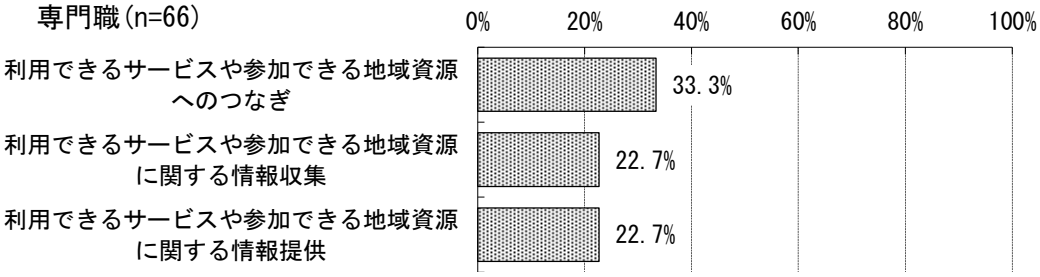

資料編②

（計画策定の経過、策定委員会等）

1. 計画策定の経緯

2. 品川区地域福祉計画策定委員会　委員名簿

3. 品川区地域福祉計画庁内検討会　委員名簿

4. 地域福祉に関連する法令等